

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19: 以下、コロナ感染症と略します) の感染者増加に伴い、当院では感染対策を強化しながら一般診療・救急医療を継続しております。

当院は感染症指定病院ではなく、コロナ感染症疑い患者を診察する「帰国者・接触者外来」(非公開) でもありませんので、当院独自の判断で PCR 検査を実施することはできません。当院から検査を依頼する場合も、一般の方と同じく「帰国者・接触者相談センター」に連絡して指示を受けなければならない、医療機関向けの特別な連絡先や対応は設定されていないのです。

当院で「コロナ感染症疑い患者」として相談センターに連絡する場合の判断基準は、国が定めた以下の 4 条件のいずれかに該当する場合です。なお、この「疑い患者」は、一般的に使用される意味での「疑い」や「否定できない」患者とは、はっきり区別して考える必要があります。

1.

発熱・呼吸器症状 (せき・痰・息苦しい等) *

 +

コロナ感染症患者と濃厚接触**

2.

発熱・呼吸器症状 (せき・痰・息苦しい等) *

 +

流行地域に渡航又は居住

3.

発熱・呼吸器症状 (せき・痰・息苦しい等) *

 +

流行地域に渡航又は居住/者と濃厚接触**

4.

重症で入院が必要と医師が判断

 +

特定の感染症とコロナ感染症の鑑別を要する

* 発熱・呼吸器症状：4 日間持続、高齢者や持病のある方では 2 日間の持続

** 濃厚接触：コロナ感染症患者 (疑い患者を含む) などと同居あるいは長時間接触 (車内・航空機含む)、ないし痰や気管分泌物などに直接接触した場合など

注：この基準に該当しない場合は「疑い患者」にはなりませんので、当院から相談センターに連絡する事はいたしません。また、一般の方がセンターに相談した場合も、帰国者・接触者外来受診・PCR 検査を受ける判断は基本的にこの基準と同じです。

「等潤病院における呼吸器症状等を有する患者さんの診療手順」

- ・ 外来受診時に発熱の有無や渡航歴・接触歴を確認し、コロナ感染症の可能性が少しでもある場合は一旦、院外に出てください救急外来に誘導して、感染防御した医師・看護師が診療します。その他の方は、外来の決められた場所でお待ちいただきます。
- ・ 診療は感冒やインフルエンザ、一般の気管支炎・肺炎と基本的には同じです。問診や身体所見、必要に応じて血液・尿検査、鼻咽頭拭い液検査、胸部 X 線・CT 検査等を実施します。
- ・ コロナ感染症でない場合はその疾患に応じた治療を行います。軽症は外来治療、中等症以上は入院治療を要することがあります。
- ・ コロナ感染症疑い患者 (先の 4 条件に該当) の場合は、当院から相談センターに電話をして指示を受け、それに従い患者さんに説明します。一般的には、軽症は自宅で経過観察、それ以外は帰国者・接触者外来に紹介することになります。なお、コロナ感染症への特別な治療法は、現時点では確立されておらず、症状緩和などの対症療法が中心です。